

【 検 査 】

286 BNPとNT-proBNPについて

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

D008「18」脳性Na利尿ペプチド（BNP）とD008「20」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、原則として同等として取り扱う。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳性Na利尿ペプチド（BNP）と脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、心筋負荷により分泌され同様の血中動態を示す。共に心不全の重症度に応じて血中濃度が上昇するため、心不全の診断や病態把握に有用なマーカーとして用いられている。

分子量や代謝経路、半減期などの相違はあるものの、双方の臨床的有用性は同等である。

厚生労働省通知^{*}にも双方共に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。」と同じ算定要件が示されている。

以上のことから、D008「18」脳性Na利尿ペプチド（BNP）とD008「20」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、原則として同等として取り扱うものと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について